

「新たなCAS機能に関する検討分科会一次とりまとめ(案)」
に対する提出意見と分科会の考え方

■意見募集期間：令和元年7月3日～同年8月1日

■意見提出件数：62件(法人・団体:8件、個人:54件)
(その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件あり)

■意見提出者：

五十音順

1	一般社団法人衛星放送協会
2	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
3	一般社団法人日本民間放送連盟
4	株式会社テレビ朝日ホールディングス
5	株式会社テレビ岩手
6	スカパーJSAT株式会社
7	日本テレビ放送網株式会社
8	日本放送協会
—	個人(54件)※

※提出元不明の意見は、個人としてカウント

番号	意見提出者	ページ番号	項目	提出された意見	分科会の考え方
① 賛同する (5件)					
1	日本テレビ放送網株式会社	P15 P10 P16	3.4 3.2 4	<p>●「新たなCAS機能」の在り方について 現時点では「次世代の地上テレビ放送方式や新たなサービスイメージが固まっておらず」「具体的な要望等は顕在化していない。」と明確になった点、そして「今後の市場環境の変化や技術動向に合わせて幅広い関係者による検討」との方針が示されたことに、賛同致します。</p> <p>●コンテンツの権利保護に関して、放送事業者は、放送コンテンツの違法流通・権利侵害の防止と、視聴者のコンテンツ利用の利便性を両立させる為、情報通信審議会の答申に沿ってコンテンツ権利保護を実施しております。コンテンツ権利保護機能と視聴者制御機能を分離するか等に関しては、関係事業者間で協議の上、決定される事項であり、「現時点において一般のテレビ等での機能分離に対するニーズが顕在化しているとはいえない」との状況認識は適切だと考えます。</p> <p>●CASは関係事業者による民間の契約に基づいて運用され、費用も各事業者が負担している事から、ACASの次の「新たなCAS機能」における「費用分担の在り方」等について、「放送事業者、受信機メーカー等の関係者間での検討」を促す取りまとめ案の認識は、妥当だと考えます。</p>	本案に賛同するご意見として承ります。
2	株式会社テレビ朝日ホールディングス	P16	4	インターネットの普及により、放送コンテンツの違法な流通が容易になっていることから、今後も良質なコンテンツを制作・供給していくために、コンテンツ保護はより重要性が増していると認識しています。現行使用されているB-CASやACASは有料放送と共通の仕組みを採用していますが、「コンテンツ保護機能」と「契約者識別機能」を分離することは消費者の混乱を招き、開発コストも新たにかかるなどのマイナス面が大きいことが確認されたのは、妥当と考えます。ACASの運用が始まりましたが、次の「新たなCAS」の具体的な要望が顕在化していない点が本分科会で確認されたことから、今後「新たなCAS」を必要とするサービスが具体化される段階で、議論されることが望ましいと考えます。	
3	株式会社テレビ岩手	P15 P16	3.4 4	<p>■現時点で、次世代の地上テレビ放送方式やサービスイメージが固まっていないとの明言、および「新たなCAS機能の在り方」についても具体的な要望等は顕在化していないとの認識があることについて賛同します。「今後の市場環境の変化や技術動向に合わせて幅広い関係者による検討」との方針についても同様に賛同します。</p> <p>■CASは関係事業者による民間の契約に基づいて運用され、費用も各事業者が負担している事から、ACASの次の「新たなCAS機能」における「費用分担の在り方」等について、「放送事業者、受信機メーカー等の関係者間での検討」を促す取りまとめ案の認識は、妥当だと考えます。</p>	
4	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	全般	-	一次取りまとめ案については妥当と判断します。ケーブル事業者が利用するセットトップボックス(STB)においてもCAS機能を搭載しているが、STBでは有料多チャンネルサービスを含めた利用を基本としているため、コンテンツ権利保護機能と視聴者制御機能の両機能が不可欠であり、ケーブル事業者にとって両機能は一体化していることが合理的であり望ましいと考えます。将来、新たなCAS機能の検討が必要となった場合においては、今回の議論が活かされ、ケーブル事業者を含め幅広い関係者の意見を求めた上で、より経済的かつ効果的で納得性のある検討が進むものと期待します。	
5	一般社団法人日本民間放送連盟	P16	4	機能分離をはじめとする新たなCAS機能の在り方について、具体的な要望等が顕在化していないことが明確になり、今後の市場環境の変化や技術動向にあわせて検討すべき旨の方針が示されたことは、妥当なものと考えます。放送コンテンツの違法流通・権利侵害の防止と、視聴者のコンテンツ利用の利便性を両立させるため、放送事業者は情報通信審議会の答申に沿ってコンテンツ権利保護を実施しております。コンテンツ権利保護の実施には、一般的にB-CASのように有料放送と共通の仕組みを採用するケースと、TRMPのように専用の方式を採用するケースとがありますが、一概に優劣を論じることはできません。ACASの次の「新たなCAS」についても、対象となる放送サービスが明確になった段階で、例えば受信機の共通化による視聴者の利便性や、コンテンツ権利保護の実施にかかる全体的なコストなど、さまざまな要素を勘案し、適切に判断されるべきものと考えます。CASは民間の契約に基づいて運用されていることから、チップ化に伴う故障時等の消費者負担の低減やCAS機能の費用分担の在り方を、民間の関係者間で検討していくとの認識も、妥当なものと考えます。	
② 意見 (56件)					
6	日本放送協会	全体 P7 P10 P15 P16	- 3.1 3.2 3.4 4	<p>放送事業者が良質なコンテンツを提供し続けるためには、放送番組の著作権だけでなく、放送番組に含まれる様々な権利(脚本家、出演者の権利や、放送番組内で活用する楽曲等に関わる権利など)を適切に保護することが重要です。そのため地上・衛星放送では、放送番組の違法流通を防ぐコンテンツ権利保護を実施しています。またNHKの衛星放送では、テレビ画面の一部にメッセージを表示して、受信機設置のご連絡をお願いすることなどにより、受信料の公平負担の徹底につなげています。新たなCAS機能の検討に際しては、コンテンツ権利保護とNHKの衛星放送で実施しているメッセージ等を含む視聴制御の2つの機能が実装されたテレビ受信機が広く普及し、視聴者の皆さまに良質なコンテンツを視聴いただける環境を基本とすべきと考えます。</p> <p>受信環境の維持・改善を図ることは、公共放送の重要な責務の一つです。NHKでは、日頃から視聴者の皆さまから寄せられる受信相談に対して、テレビの故障や電波障害など原因の調査を実施し、放送を良好に受信していただくよう取り組んでおり、これからもこのような対応を続けてまいります。</p> <p>コンテンツ権利保護と視聴制御の機能が一体化されていることで、視聴者の皆さまは有料、無料ならびにNHKの衛星放送の幅広いサービスの選択肢から多様な番組を視聴いただくことが可能となっています。これらの観点から、新たなCAS機能においても、コンテンツ権利保護と視聴制御の機能を一体化することが視聴者の皆さまの利便性の点からも望ましいと考えます。</p> <p>現状においては、ACAS方式の定着を含め、現在のCAS方式を適切に維持・運用し、全国の視聴者の皆さまに良質なコンテンツを視聴いただける環境整備に努めることが望ましいと考えます。将来の新たなCAS機能の検討においても、技術動向等を注視しつつ、現在と同様にコンテンツ権利保護と視聴制御の機能が一体化したテレビ受信機が広く普及することで、視聴者の皆さまに豊かで良質なコンテンツや多様な放送サービスを利用いただける環境を基本とすべきと考えます。</p> <p>今後も適切なコンテンツ権利保護とNHKの衛星放送で実施している受信機設置時の確認メッセージ等を含む視聴制御の機能が一体化したテレビ受信機が普及することで、視聴者の皆さまに良質なコンテンツを視聴いただくことが維持できると考えます。</p>	ご意見として承ります。 なお、公共放送の在り方等に係るご意見は本分科会の検討対象外です。
7	個人	-	-	<p>新CASに関しては、強制徴収のNHKの受信料をスクランブルをかけて「見れない」という選択方式を導入してほしい。 NHKの受信料は生活費の負担になっています。 見ていないのに徴収、反日報道しながら徴収、報道しない自由を行使し徴収。 こんな現在の様なNHKは正直、必要ないと思います。 NHKの役割はもう終わりました。 国民にも「選択の自由」がある日本にしてほしい。</p>	
8	個人	-	-	<p>壊れやすいCASカード制度は、チューナー内蔵型タイプの普及で無用の長物となった。 当初からチューナー内蔵型とし、機器の変化に柔軟に対応されたい。 また、NHKについては、受信契約スタッフの度重なる違法行為、高圧的契約勧誘など不祥事が横行している状況であり、また歩合制による不適当な雇用実態も大きな問題となっている。受信契約に関する訴訟も多数発生しており、スクランブル放送として根本的解決を図る必要がある。 有料放送と同等とし、受信料を払ってスクランブルを解除、としなければならない。 公共放送の役務である非常災害報道については、非常時だけスクランブルを解除する、ニュース番組のみスクランブルを解除する、等の対策を施せば、何ら問題はない。 NHKによるラジオ全番組のインターネット同時配信が行われているが、音楽著作権に関する契約が未解決であり、音楽の生演奏がある部分は「聞き逃し配信」ができていない。聴取者には大きな不利益であり、民放のほうが先行している。 テレビ全番組の同時配信が予定されているが、著作権の都合で虫食い配信になると、非常につまらないものとなる。制度や運用を緩和し、視聴者に不利益とならないよう配慮されたい。</p>	
9	個人	-	-	<p>casという世界で例を見ない利権助長、および天下り助長システムを止め、即刻廃止すべき。 いつまで世界から取り残されるような事を進めるのか？ どこが機器の費用を出しても結局価格上乗せで消費者が払う事になる。 ただでさえテレビ離れなのに、それを加速させテレビ産業を潰す。 総務省は無駄な規制ばかりやってないで国民の殆どが望んでいるNHKスクランブルをすべきではないでしょうか？</p>	
10	個人	-	-	こうしたCASカードを用い当然出来るものとしてNHKの娯楽番組等への部分的スクランブル、受信料強制とならない放送法改正を進めてください。何が意見募集でしょうか。国民の怒りは限界に達しています	
11	個人	-	-	<p>現行のB-CASの運用でNHKなどスクランブルを掛けない事業者がいるのに、そもそも新たなCASに移行してお金を掛ける必要があるのかという話になってくる。 NHKを見ない人が受信料を搾取されないようにするなどのメリットが無い限り必要がない。新たなCASを開発して導入するならNHKのスクランブル化とパーターでなければ国民にとってはどのみち負担が増えるだけであろう。</p>	

番号	意見提出者	ページ番号	項目	提出された意見	分科会の考え方
12	個人	-	-	公共放送としての役割を果たさず世論誘導を行うNHKへのスクランブルを要請します。民放と変わらない放送内容なんて公共放送である必要ないですよ。	
13	個人	-	-	NHKとの契約状態を反映したスクランブル化を実施してください。 その局を見ない人が強制契約状態なのは契約の自由の精神に反し、どう解釈しても消費者として納得できる状態にありません。 もはや放送法における本来の意義は満たさきっている状態にあり、前時代的だと言わざるを得ません。 その役割は終わっていると考えます。	
14	個人	-	-	NHKをスクランブル放送にしていだきたい。 明らかに他国に有利なように作成された番組などが最近目に付きます。 見もしないのに料金を請求されるのがとても不快です。 スクープで上皇さまのご譲位の意思を放送したり、日本古来より譲位といわれているのに退位と報じ続け騒ぐ始末。耐えられません。	
15	個人	-	-	アナログなカード挿入によるICチップ認証ではなく、インターネット回線による認証に統一すべきと考えます。 そもそも1990年代後半以降、インターネットによる通信の急速な普及により、テレビ放送の存在価値は相対的に減退、さらに、ソーシャルネットワークを通じて、放送の恣意的運用および事実誤認等も明らかになっております。 以上から、放送自体が通信の中の「片方向的な簡易通信」という位置とされるべきと考え、過渡的な運用としてのCAS運用継続は認められるとしても、将来的には通信事業全般の中における1コンテンツであり、片方向特化技術であるものとして、取り扱われるべきと考えます。 また、現状のB-CASカードにはデポジット制が存在せず、それでいて返却義務を課していません。かつ、テレビ購入者、つまり占有者による廃棄を認めています。そのいびつな対応を正当化するために貸与という対応を取っているのだと思われませんが、その仕組み自体も資源再利用や他者譲渡の後追い困難などの問題を残すため、将来的に排除されるべき考えだと考えます。 昨今、インターネット上のSNSを中心に株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズおよび日本放送協会に対する不信の声も見られるため、他国に倣うのではなく自国でカードレス、かつ、受信機以外のハードウェアに依存することなく、かつ、スクランブル方式で視聴できるようにすべきと考えます。 放送法自体が、双方向通信の発達に追従できていない旧態依然とした法律であるため、憲法で定める「健康で文化的な最低限度の生活」の要件に当てはまるとの前提自体を廃棄すべき時期と考えますが、コンテンツの著作権保護および民放の存在を考えると、こちらも過渡期として日本放送協会の存在を除いて一定期間残す必要が考えられます。 上記をまとめると、 ・現状のCAS制御の体制は以下の実現のため、しばらく続行すべき ・ここ30年間のテレビ放送の相対的価値の低下に伴い、通信技術で対処すべき ・放送自体を通信の1コンテンツの中の片方向限定技術と位置づけて考えるべき	
16	個人	-	-	導入すれば良いけど、NHKをスクランブル化してください。 そうでなければ、無料放送はすべてCASカードや機器による暗号化はかけないでください。	
17	個人	-	-	現在のNHKの放送内容および規模、関連業務内容は、公共放送の規模を超えていると考える。 公共放送を逸脱する部分は、本来分離して民営化するべきであるが、それまでの移行措置としてスクランブル放送を導入することが有力な方法である。スクランブル放送の必要性は、2006年ごろの規制緩和関連の答申にも、その内容があり、NHK放送に導入することは有用である。 上記を鑑みて、新しいCAS機能にはNHKにスクランブル放送を導入することを前提として仕様を定める必要がある。また、NHK受信料の契約単位が現状世帯となっているのは、一般的な有料放送同様にCASカード単位にするべきである。現状の世帯単位というのは、1世帯にテレビが1台が当たり前であった、TV放送開始時の名残であり、現状にそぐわないのは明らかである。	
18	個人	-	-	ついでにNHKにスクランブルをかけられるようにして、契約者のみ視聴できるようにして下さい。	
19	個人	-	-	NHKにもスクランブルをかけるべき。スクランブルを解除した人は受信料を支払う。解除しない人はその責を負わない。放送法が制定された時代とはもう違う。	
20	個人	-	-	CAS機能の活用について、本来の技術開発の目的であった、NHKの放送スクランブル化に対しても利用されるべきであり、NHKの権益拡大のために偏った議論がなされる事に大きな違和感を憶える。NHKは不偏不党の報道姿勢を以って、国民の知る権利に応えるべき立場にも関わらず、これを軽んじて偏向報道を続ける姿勢は、公共放送としての責務を自ら放棄していると言わざるを得ない。これらを踏まえ、NHKにはスクランブル化による自由契約制が相応しく、その実現に是が非でも取り組んで頂きたい。	
21	個人	-	-	石田真敏総務相「NHKスクランブル化は放送制度を崩しかねない」発言はおかしい！ 公共放送とは名ばかり！外国勢力が入り込んでいるNHKは洗脳、工作機関で公共放送ではない！放送制度を崩しかねない、ではなく「放送制度を変える」のです、変えなくてはならないのです。スクランブル化は当然の成り行き。スクランブル化に反対する人たちは何らかの利害関係にあるとしか思えません！天下り先の確保でしょうか？災害報道などはSNSのほうが正確でしかも早い。NHKは解体が民営化。総務省も解体、再編。こんな発言をする議員、大臣は次の選挙で落とすべきです。NHKスクランブル化は喫緊の課題と考えます。日本が危ない。	
22	個人	-	-	あのN国党が国政で議席を取る時代ということを鑑み、NHKにスクランブルをかけられるような仕様にして下さい。よもや「うっかり」スクランブル機能をつけ忘れたなどということがないように釘を刺させていただきます。この分科会に国民が注目しています。 因みに災害の話がよく免罪符として出てきますが…。 私は東日本大震災、西日本豪雨を両方経験しましたが、例えば「付近の高台って具体的にどこなの？」「空港にはここからどうすればいいか？」といった情報は、防災無線やナビやネット、知人とのショートメールでしか手に入りませんでした。まして今の豪雨は極めて局地的です。テレビみたいな目が粗い上に消費電力の大きなメディアは災害時には役に立たないことを確信しています。(遠くからやじうますのにはちょうどよいですが、それ以上では有りません)。防災を言うのならテレビは、防災無線やカーナビの道路情報、携帯端末(特にショートメールと防災ポータルへのネットアクセス)に帯域や労力を割り振るべきです。	
23	個人	-	-	NHKを含め、料金を支払っていないければ、自動で当該チャンネルは見れないようにしてほしい。	
24	個人	-	-	NHKの放送受信有無を選択できる機能を追加してほしい	
25	個人	-	-	CASとNHKは日本のテレビを滅ぼす だから 廃止して下さい	
26	個人	-	-	「4K・8K」における「CAS機能」では、総務省が「運用及び管理」している「NHK(日本放送協会)」に既得権益が有ると思っておりますので、自由な市場では無く、独占されている「CAS機能」は、廃止すべき構造と、私は考えます。例えばですが、「B-CASカード」及び「ACASチップ」等は、有料の放送での構造で有り、総務省が「運用及び管理」している既得権益での「NHK(日本放送協会)」が独占状態の構造と、私は思います。具体的には、「5G(第5世代)」における「回線(サーキット)」での種類の事例が有ります。(ア)有線LANの場合では、「FTTH(光ファイバー)」及び「CATV(ケーブルテレビ)」の構造。(イ)無線LANの場合では、「Wi-Fi(ワイアレスローカルエリアネットワーク)」の構造。具体的には、「5G(第5世代)」におけるアンテナでの種類の事例が有ります。(ア)有料放送の場合では、「BS・CS放送」のパラボラアンテナの構造。(イ)無料放送の場合では、「地上デジタル放送」のアンテナの構造。例えばですが、携帯電話の場合では、「SIMカード」で、携帯電話本体と電話番号の認識を着けている状態は、必要な構造と、思いますが、テレビの場合では、「CAS機能」で、テレビ本体とチューナーの認識を着けている状態は、不要の構造と、私は考えます。要するに、総務省が「運用及び管理」している「NHK(日本放送協会)」は、古いので廃止すべきと、私は考えます。(そのほか「政策の提案」として提出された意見は長文のため掲載省略(本分科会の検討対象外))	
27	個人	-	-	そもそもCASがいらぬ。NHKをぶっ壊す！	
28	個人	-	-	情報の隠べいや切り貼り、報道しない自由を行使して日本国民に正しく情報を伝えられないNHKがテレビの購入で利権を貪ることは許せない。 国民に無駄な負担を強いて利権となっているCASそのものの廃止などの見直しから要求します。	

番号	意見提出者	ページ番号	項目	提出された意見	分科会の考え方
29	個人	-	-	カードに個人認証機能を入れ録画等した時に録画された側へその情報を追加する。又、有料放送においては支払い情報がない場合放送を見れないようにする。 有料放送との契約後、内容について望んだものでなくなった場合は契約解除を自由にできるようにする。 現在、純国営放送と呼べるものがないので新しく純国営放送を創る。 NHKは災害時の繰り返し放送をしているだけで、それ以外はかなりの割合で他国に関しての報道が多く、竹島の上空を「韓国の領空」としたり国営として位置付けるには内容が誠実さや精密さに著しく欠けています。	
30	個人	-	-	そもそも4K・8K放送そのものが国民からほとんど求められていないものであり、NHK技研の自己満足とNHKの受信料徴収範囲の将来的な拡大、NHKと癒着した総務省の権限拡大のために行われている面が強い。 本件についてはジャーナリストの■■■■氏が東洋経済の「CASは4K/8Kになると“悪質化”する」という記事で指摘しているが、NHK主導の密室会議で消費者に負担を押し付けるACASの仕様を一方的に策定したことに根本的な問題がある。 今回の一次とりまとめの方向性そのものは正しいが、4K・8K放送の需要がもともと低かったことを考えれば、放送の開始自体を延期して、ACASの仕様策定をオープンかつ時間を掛けて、行うべきだったのであり、拙速な放送開始そのものが間違っていたと言える。	
31	個人	-	-	昨今のNHKの集金問題などを解決するためにCAS機能を早く配備してもらいたい。	
32	個人	-	-	このような機会がありましたのでご意見させていただきます。個人情報に関しては匿名にて願います。概要を読ませて頂いたが、CAS方式を内部型にする事に個人的には反対である。 まず概要に故障時の消費者負担の低減と書いてあるが、内臓式である場合、この部位が故障した場合、それこそ原因特定が消費者側でしにくくなる事や故障時にICチップ側が問題であった場合に対応しにくくなるのは容易に想像がつく。また他所ではチップの値段がレコーダーに上乗せされ、消費者の負担が増加し、値上がりにより、より消費者が機器の購入がしにくくなる弊害も書かれている。これは現在元気がない家電業界の衰退をより促す事にも繋がってしまおう。またこの新CAS協議会自体、代表理事、事務局長、運営委員長がNHKの幹部職員で固められていると言う話も聞くし、その会議自体密室で行われているとも聞く。また新CAS自体の話合いがNHKの受信料の徴収の特定の為に おこなっている不穏な話も聞く。もしそうであれば放送法20条に違反していると言う指摘もある。NHK自体まず払っていない人に対し、スクランブル放送を行う等の対策をする方が先であると考え。これは現在のB-CAS方式においても可能であると考え。少なくともNHKの不祥事で降NHKの不払いが起こった経緯及び、NHK自体それに対し、国民に対して裁判によりある種脅しを行う様な手法を用いているから、逆に国民からNHKに対する不信感等が生まれ、反NHKの政党が生まれる等している点を確認すべきである。 これ等の事から全ての機器にCAS方式を行うのではなく、スクランブル解除はケーブルテレビや一部の衛星放送みたいいソフトウェアや機器で対応し、加入者の識別は有料放送を行っている事業者が行う様にすべきであろう。	ご意見として承ります。 なお、既にチップ化に伴う故障時等の消費者負担の低減に向けた取組は実施されており、引き続き放送事業者や受信機メーカー等の関係者間での検討が進展することを期待しております。 公共放送の在り方等に係るご意見は本分科会の検討対象外です。
33	個人	-	-	どのCAS方式をとっても、デジタルコンテンツ保護は難しい時代である。また、どのような方式であっても、不正はなくなる。視聴者の費用負担とすると、買換え需要は減少する。(現状の地上波TVの画質でも、昔から比べたら格段に良い) CAS機能の故障時の費用負担を国民から徴収するのはおかしい。NHKの受信料強制徴収を新CAS方式で拡大させる意図が垣間見える。 どのような方式が良いのかは、個人的には判断できないが、費用負担や放送契約(受信料徴収)のことばかりで、国民の利益があまり感じられない。 各報道機関は偏見報道ばかり。強制的に、威圧的に受信料徴収を迫るNHK。4K8Kにして綺麗に視聴できるのは高価なTV機器のみ。 著作権等も大事だが、誰の為の放送なのか？よく考えて頂きたい。	
34	個人	-	-	新たなCASを導入する事を現在の日本国民がそれを必要としているとは全く思えない まず放送法のNHKに関する部分をクリアにしてください (株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズがただの天下り先になっている事は国民は分かっています 所得のあがらない一般人にとって4K8Kのテレビは全く購入意思もなく新たなCAS機能などは運営に携わっている人達のエゴと自己満足としか思えない	ご意見として承ります。 なお、新たなCAS機能の在り方について具体的な要望等は顕在化していないため、市場環境や技術動向等を注視しつつ、引き続き関係者による検討を促していくこととしております。 公共放送の在り方等に係るご意見は本分科会の検討対象外です。
35	個人	-	-	NHKの偏向放送には腹立たしいものがあるうえに異常に高い犯罪率や高額報酬などを考えるとこれ以上の既得権をあたえるべきではありません。 勿論反対です	
36	個人	-	-	新CASシステムに関する意見について個人ユーザーとしての考えを述べさせていただきます。 まずは2000年代初頭に始まったB-CASカード、これがそもそも不正視聴を誘発するという悪環境を提示してしまったことで、新CASの開発が始まったのではと想像しております。 「より強固で、プロテクトが突破されたことで「ブラックCASなる伏石町を誘発するカードが誕生をしたのです。 セキュリティの詰めが甘かったこと、無料放送にまでプロテクトをかけてしまったことが不正使用を招きました。 で、新4K放送の時にはまた、新CASを使うという「相変わらずの対策での消費者に与える混乱を誘発」 一時は4K放送はすべて録画不能になると言う「メディアの発言まで飛び出し」 いざCASの運用が始まると今のところは問題がなく運用されているようで、セキュリティも突破されていないようです。不正視聴関連のニュースも聞きませんし。 安心をしていましたが、また3度目の正直ということでしょうか？次世代CASの運用ということで次なる受信機に搭載をするCASを検討をしているということみたいですが、もうこのままでよいのでは？と思います現在のCASで放送ダウンロード機能を使いセキュリティ対策のアップソフトを提供すれば、よいのであり、次世代CASを出すということは受信機もまた方式が変わりますし、ユーザーとしては迷惑です。 ちょっと話はそれますが東京都名古屋で地上波4K実証実験をおこなっているというのですが符号がVV0という新しい符号を使い2025年ごろには地上波も4Kになりそうな予感があります、すると受信機はまた変わってしましますし、CASもこのために次世代CASを考えているのかな？と感じてしまいます。 もう消費者を振り回すことはやめていただきたいです。	ご意見として承ります。 なお、新たなCAS機能の在り方について具体的な要望等は顕在化していないため、市場環境や技術動向等を注視しつつ、引き続き関係者による検討を促していくこととしております。
37	個人	-	-	新たなCASを導入することで故障による費用負担のリスクを低減することは可能ですが、0にすることは事実上不可能です。そもそもそのような装置を付けるから故障の原因になるのではないのでしょうか。 そもそも望んでもいない機能の故障に利用者が負担を強いられるのでしょうか。 既にB-CASの時点で著作権保護機能を回避して録画されてしまったことと、プログラムである以上、欠陥が存在しないことはあり得ません。 不正を防ぐために今後新しいCASを何度も導入すれば、誰からも見向きもされず廃れていくものになると思います。	
38	個人	-	-	新しいCASが何故必要なのかわかりません 国外の家庭用テレビで同様の機能が取り入れられたなどと言う話も聞きません 国内家電メーカーが輸出する際は日本仕様のテレビをそのまま輸出出来ず、余計なコストとして計上され海外家電メーカーが日本に製品投入する際の障害になる以上の意味が見いだせないのですが 従来のB-CASでもNHKのような有料放送の未契約者を排除出来ていたわけでも無く、今回の新しいCASで消費者保護に繋がるところか、単なるコスト転嫁をするだけです	
39	個人	-	-	新たなCAS機能は不要である。テレビ視聴者数も減っている中、既得権益の塊であるCAS機能は廃止すべきである。コンテンツのコピーを心配するよりもCAS機能やNHKの肥大化により視聴者が不便になり視聴者数まで減っていくことを心配された方がよい。	
40	個人	-	-	新しいCASについては、そもそもCAS自体が不要と思います。 事実、現在においてもアメリカでの導入は見送られています。そして、CASが無いことによる問題がメディアで大きく取り上げられていないことから、実際に大きな問題がないのだと考えられます。 また、PCで見る人にとっては外部キャプチャを利用する等、抜け道が複数あります。 動画にアップロードするような人は、こういった抜け道を使います。 結果、善良な一般消費者のみがメーカーの相性といったような問題を抱え込み、余計な部品(CASのこと)が付属することによる故障リスクの上昇および商品価格(テレビ等のこと)の上昇を負うこととなります。 上記理由により、CAS自体が不要であると考えます。 コンテンツ権利の保護については是非、国内外で連携をとって「違法アップロードを行う人」への罰則強化で対応してください。 そして、現在ある「ダウンロードを行う人」への罰則は削除して欲しいです。 理由は「ダウンロードを行う人」にはアップされているものが違法か適法かの判断は難しいからです。 近年では企業自体が動画で流している場合もありますし、芸人やYouTuber等が自ら動画に上げていることも多々あります。 結果「知らないけど、面白そうだからとりあえずダウンロードして後で見ると」という機会が増え、その動画が違法か適法かは、ダウンロードした時点で分かりません。 このことから、「罰則は違法アップロードを行った人のみ」で、「ダウンロードを行った人」は除外していただくと幸いです。	ご意見として承ります。 なお、罰則に係るご意見は本分科会の検討対象外です。
41	個人	-	-	CASの本来機能である「有料放送視聴可否の制御」のみに注力すべき。 それ以外の機能にコストを掛けることは、視聴者保護の観点からも、受信機器開発メーカー保護の観点からも、コンテンツホルダーのコンテンツ利活用の促進の観点からも容認すべきものではないと考える。 コンテンツを視聴する端末が多様化するのと同時に、配信手段も多様化する現在、特定のデバイスが存在しないとコンテンツの移送はおろか視聴すらできないのは前時代的である。視聴されないコンテンツは存在しないも当然であり、放送によるコンテンツの配信を今後も継続していいのであれば、CASに無用な機能を含めるべきではない。CASの機能の複雑化は、視聴者、受信機器メーカーに多大なる負担をかけ、視聴されないコンテンツが増えることにより、放送にコンテンツを提供するコンテンツホルダーが存在しなくなり、放送によるコンテンツの配信は早晩すたれることになるだろう。	ご意見として承ります。 なお、費用負担の在り方については、消費者負担の一層の低減に向け、放送事業者や受信機メーカー等の関係者間での検討が進展することを期待しております。また、現時点で機能分離に対する具体的な要望等は顕在化していないと考えております。

番号	意見提出者	ページ番号	項目	提出された意見	分科会の考え方
42	個人	P13	図3-3	同図では、ACASの運用にかかわる負担について、B-CASとの比較を踏まえて費用の内訳と分担が記載されていますが、受信機メーカーにとって大きく関係する「CAS部品代」というところで大きなことが抜け落ちているように思われます。 BSデジタル放送が開始された時は、B-CASカードは受信機メーカーに無償で提供されており、それがどこかの段階で図3-2に示されているように、カード取扱手数料として受信機メーカーに負担を求めるとの変更が行われたように思います。無償で提供されていたものに対して、何の理由や説明もなくカード取扱手数料を受信機メーカーに負担を求めるとは考えにくく、何らかの理由があったものと考えられます。おそらく表2-1における「2004年4月」にある「B-CASカードの無料放送のコンテンツ権利保護」に利用し始めたことに関係していたものと思われる。それ以前のB-CASカードの役割は「2.1 CAS機能の概要」に示されている「限定受信システム（NHKメッセージと有料放送）」としての役割のみであったはずですが。 これらが正しければ、受信機メーカーは「限定受信システム（NHKメッセージと有料放送）」という機能に対して部品代として費用負担をしておらず、「無料放送のコンテンツ権利保護」の役割見合い分を負担したのではないかと推測されます。この変化の時期と理由、さらに受信機メーカー向けの理由をピーエス・コンディショナルアクセスシステムズからのヒアリングを通じて明らかにし分科会で吟味することで、ACAS方式におけるCAS機能の費用分担の在り方を考えるための重要な観点が得られるものと考えます。	
43	個人	-	-	消費者側の立場で考えると、限定受信機能にしろ、権利保護機能にしろ、放送事業者で要求しているものであるから放送事業者が負担すべきです。 特に限定受信機能は、BCASシステムにおいて、有料放送を受信する必要のない消費者にもバンドルされていることから、ヨーロッパで導入されているモジュール形式やかつてのWOWOWのデコーダー形式のような必要の人が負担する形式にすべきと考えます。 放送事業者にとって、なるべく限定受信機能が標準でついて、対象者が大量にいるのは望むところなので、権利保護機能と限定受信機能は切り離して、テレビに実装する方法を望みます。 最後にNHKの契約テロップですが、現状地上デジタルで流していないことから、なぜ衛星放送だけ許されているのか、契約者のみの限定受信に移行しないのか追及を求めます。	ご意見として承ります。 なお、費用分担の在り方については、消費者負担の一層の低減に向け、放送事業者や受信機メーカー等の関係者間での検討が進展することを期待しております。また、現時点で機能分離に対する具体的な要望等は顕在化していないと考えております。NHKの衛星放送については、衛星受信機の設置確認をより迅速かつ的確に行うこと等を目的として、衛星受信機を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字（設置確認メッセージ）等を当該受信機の画面に表示する措置を行っています。
44	個人	-	-	今の日本のテレビでNHKの衛星放送を見た時に出てくる設置確認メッセージについて、奇妙に思う点があります。一般の人はあのメッセージはテレビメーカーが普通にテレビを設計すれば、放送局の載量だけで出てくるものと思うかもしれませんが、しかし技術的に理解できる人なら放送を映すための設計とは別に、テレビメーカーがあのメッセージを出すためにわざわざ設計をしていることがわかります。そしてあのメッセージがACASのチップに関係していることは、あのメッセージを消すためにACAS番号なるものをNHKに連絡することからも明らかです。 およそテレビメーカーは、視聴者が望む機能を実現するために手間とコストをかけて受信機を設計しています。そして消費者に喜んでもらえる機能をより多く、かつ少しでも安く実現できるようにしのぎを削っています。こう考えるとあのNHKメッセージは大変奇妙です。テレビを見る視聴者がテレビ画面にあのメッセージが出ることを期待しているとは考えにくいです。またテレビメーカーが、あのメッセージを視聴者が望まないという理由で出さないことはいたって簡単です。むしろ「NHKメッセージ非対応！」と銘打って販売した、今より販売が伸びるかもしれません。しかしながら、どのテレビでも判で押したようにあのメッセージが出ます。このことを考えるとあのメッセージは、出さざるを得ない何らかの義務か強制のようなことがテレビメーカーに課せられているとしか考えられません。 もしこの義務・強制といったものが消費者も含めて論議され、社会的に合意形成されているのであれば、その機能の実現に係るACASチップのコストを消費者が負担することは不自然ではないと思います。逆に、もしその義務・強制のようなものが社会的に何ら合意形成されていないとすれば、ACASチップのコストを消費者が負担するのはおかしいと考えますし、むしろその義務・強制の仕組みが正しい姿なのか、法律的に問題ないのかといった論議につながります。その場合は、一次とりまとめ資料の随所にある”関係者間で検討”の域を超えた話になると思います。 今回の一次とりまとめ案を見てもNHKメッセージに関わる受信機メーカーへの義務・強制に関わることは、どこにも読み取れませんでした。CAS機能の費用分担の在り方を検討する上で、是非その点を引き続き論議していただきたいと思えます。	
45	個人	-	-	B-CASカードの抜き差しで、不具合を解消した経験あり。チップ型では、それも困難。なぜ消費者に負担を負わせるのかも、疑問です。	ご意見として承ります。 なお、既にチップ化に伴う故障時等の消費者負担の低減に向けた取組も実施されており、引き続き放送事業者や受信機メーカー等の関係者間での検討が進展することを期待しております。
46	個人	-	-	カード式であれチップ式であれ、壊れた際修理費の安いほう・修理期間の短いほうが消費者としてはよいと考える。 チップ式にしたから故障が少ないという意見は、単に機器の普及率が少なく参考にならない。むしろチップは熱暴走などの要因がある。 不正利用の防止だが、チップだから不正利用が減るわけではない。今後機器が普及すればチップの解析が進み、不正プログラムが横行することは目に見えている。それであれば、今までのカード式を使い、不正プログラムに対応できるプログラム開発に力を入れるべきと考える。	
47	個人	-	-	CASを内蔵する方式だと、受信機を交換した場合に、有料放送の契約変更（CAS番号の変更？）手続きが煩雑になるのではないのでしょうか？ アナログ放送時代のWOWOWのように、専用受信装置を設置することのほうが良いような気がします（NHK-BSを含め、受信する意思がある者のみ受信する方式）。	CASを利用することで有料放送事業者毎の専用受信装置の設置が不要となり、視聴者の利便性は高まるものと考えられます。
48	個人	-	-	こういう時、メーカーの話というのなかなか聞けないのであるが、メーカー側の人間も複数検討会の中に入れてはどうなのか。文系系の人間ばかりで何を話そうとしているのか分からないが、理不尽な不人気な不合理な非経済的な国力停滞的な話を行うばかりで、また日本の役に立たない（というか足を引っ張る）事をしてるのではなかろうかと不安である。合理的な規制が行われるためには、メーカー側の技術系の人間の参画が不可欠かと思われるのであるが、何故それをしないのであろうか？求められる要求仕様に沿った妥結可能な具体的な法制度・技術への落とし込みをちゃんとしてくれると思われるのであるが、技術的に可能な事を提示してもらうためにも、また合理的な規制についての検討を行ってもらうためにも、メーカー側の人間を検討会に入れるべきであると思われる。 で、資料からは、少々、真にやりたい事や技術的制約がよく分からないので、意見が行いづらいので、意見を行わない事とする。（個人的としては、いやもうテレビとかいいです、NHK受信料高いので受信機捨てました、という境地に至り、テレビ（受信機）無しでの快適な生活を送るのみとなっているのであるが、本気で全方面に妥当な制度を作りたいたいのであれば、NHKにきっちり金の話をさせ、また技術者を交えての話をすべきであると考え。） 強欲なわけの分からない不合理な者達にからまれた日本は不幸であるが、まあ冷たい視線で総務省も含めたこの制度の行く末についての観察をするつもりである。 意見は以上である。	本分科会では、構成員に加え、放送事業者・メーカー・消費者団体等の関係機関にもオブザーバーとして幅広く参画いただき、検討を進めております。
49	一般社団法人衛星放送協会	全般	-	新4K8K衛星放送において、最も重大な課題は、新しい放送とその視聴環境の普及であります。 普及に向けては、1台でRMP放送と有料放送に対応し、かつ既存放送と新4K8K衛星放送に対応するACASチップを搭載した共用テレビの普及、左旋も含めた受信環境の整備、高精細・超高精細で良質なコンテンツの市場拡大等の課題があります。 これら課題の解決に当たっては、放送事業者、受信機メーカー、関連団体等の関係者がそれぞれの事業領域において尽力する事が大切と考えます。	ご意見として承ります。
50	スカパーJSAT株式会社	全般	-	2018年12月より始まった新4K・8K衛星放送は現在まで大きなトラブルもなく推移しておりますが、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機メーカー、量販店等流通事業者、行政等の関係者が各々の課題を乗り越えて視聴基盤や放送設備の整備、放送コンテンツの充実に取り組んできた成果であると認識しております。 一方で新4K・8K衛星放送の普及は現在の最重要課題であります。このためには、積極的な周知広報活動はもちろんのこと、視聴者の望む価値の高いコンテンツを確保していくことが必要であり、著作権者をはじめとするコンテンツの権利が、不正コピーや不正視聴から適切に保護される視聴環境が必須です。また、BS/CS左旋での4K・8K放送の新たな番組の参入・拡大がなされていくことから、消費者の選択肢を狭めることなく衛星放送のサービスをもれなく提供できる共用テレビが広く普及することが望まれます。 当社及び当グループは、新4K・8K衛星放送の一層の普及に向けて、引き続き放送設備の安定運用と放送番組内容の充実にも努めて参ります。	
51	個人	-	-	新たな利権創出に知恵を絞るくらいなら現行全放映チャンネルの完全スクランブル化実施すべきでは無いでしょうか？	
52	個人	-	-	情報発信・コンテンツ制作側と、お茶の間個人使用者について コンテンツ提供者・発信側の、営利的な有料・無料放送という立場だけではない視聴者保護の観点での制限を要す。 生活保護受給者は、国民の税金で暮らすのであり、テレビは幸福追求権上の最低・文化的な生活の、一部程度が認められ、生活が自堕落になるまで提供してはならない。 例えば視聴料をかけた生活保護受給者に免除している状態では、特に国民の視聴料で公正に作成されたものの恩恵をただ乗りすることも許されない。 民放の制作費をCM広告ステマで得る方式では、質の悪いコンテンツもあふれている。 従って、意図しない低俗なものが、見させられないで済む権利を担保する機能も要す。※個別である必要もなく、一定の審査基準の子供向け・高校生向け・外人制限・生活保護受給者制限 など分類選択方式も妥当。 NHKの受信料制度に鑑み、公共放送と思われぬ、製作費・4K8K技術開発に視聴料が使われることも好ましくなく、分離すべきである。その方式などにスクランブルの方法が提起されている。 見たくないもの/見せたくないものに低俗なコンテンツを垂れ流す/押し付けるのは事業者の怠慢であり、悪質極まりない。 チャンネル/番組を切れ というのは傲慢である。制限能力のないものに管理はできない。 社会責任を果たすよう自覚されたし。	
53	個人	-	-	放送媒体にCASは不要である。 録画機器規格の寿命が実質的寿命が短くなっていることを鑑みるに、著作権法の認める範囲での私的録画された番組が何世代後の録画規格のメディアに変換されることが保証されていない現状では、録画した番組を私的利用の範囲で利用できる期間がどんどん短く制限されているのが実態だと思われる。 NHKが過去に放送した一部の番組で、NHK自身が保存しなくなったものを視聴者の録画ビデオを用いて復元して放送しているものがたまにあるが、現状のCASを続けている限り、将来的にこういうような事例は機器機能の制限において実施が不可能になってしまうだろう。 なので一般の放送番組において、録画番組の文化的利用を阻害させるCASの存在は社会に大きな不利益をもたらすので反対である。	
54	個人	-	-	A-CAS、B-CASは世界的に見ても要らない機能です。無くすべきです。CASが有ってもNHKは使わないし、何の為にCASが有るのか分かりません。この要らないチップの負担を何故テレビの購入者に押し付けるのですか？あなた方の天下り先を存続させる為でしょ？こんな下らない機能は無くしてしまえ。	

番号	意見提出者	ページ番号	項目	提出された意見	分科会の考え方
55	個人	-	-	逆にこんな機能なくせばいいのに。必要なのは、契約しているかどうかの情報であって、CPRMまぜてるからおかしなことになってる。 デジタル補償金?要らない理由がコピーワンスで補償の意味が無くなったわけで。 wiki デジタル無料放送に対して、このような厳しい制限を設けているのは、世界中で日本だけである。例としてアメリカ合衆国では、地上デジタルテレビ放送に対し、ブロードキャストフラグによりデジタルチューナーの出力制御をするだけ(インターネットでの流通行為を防ぐため)であり、コピー回数に制限も無く、コンテンツ暗号化すら施されていない ダビング10においても前述のようにコピー・ワンス運用と同じ孫コピーは禁止であるため、コピー先メディアが旧世代化や規格争いででの敗退等により事業縮小・撤退に追い込まれた場合(HD DVD、コピーワンス番組を録画したD-VHSとカートリッジのBD-RE V1.0等)、再生用機材の修理ができなくなった時点で再生が困難となることが予想される。 この辺も考えていない議論。こんなくだらない、わかりきった指摘事項を無視して話だけで税金から謝礼貰えていいよね。 著作物は人類の財産。放送局の都合で商品化されないと死蔵されてしまう。(NHKは受信料で制作したものを高額で販売するというふざけたことしてるし。すでにNHKの場合、著作権料は受信料で支払済み。)じゃんじゃんコピーできる方がよっぽど公共の福祉に繋がる。	
56	個人	-	-	日本のテレビの健全な発展の点から意見を述べる。CAS機能は不必要との趣旨です。 一般にデジタルテレビ放送には以下の人が関与します。 1. 契約者 デジタルコンテンツ(以下DC)の制作者から商品を買う契約を行う人 2. 製作者 DCを製作して販売する人。契約者と売買契約を結び商品を提供する。 3. 発信者 DCを制作者から受け取り、テレビ電波で発信する機器(発信器)を管理する人 4. 受信者 テレビ電波で受信する機器(受信器)を管理する人。 製作者はDCを製作し、購入者(契約者)を探し、契約します。契約が成立するとDCを発信者に渡しテレビ電波で発信するが、この時受信者(受信器)を指定する。受信者は契約者から情報を得て、受信器を受信可能に設定し、受信する。 このことはネットで何かを買い実家の両親に宅配してもらうことと全く同じである。宅配は有形のものの配達だが、電話は音声、パソコン通信はDCで無形の情報である。いずれにしても購入者(契約者)が指定する所(受信器、受信者)に商品(DC)を届け、受け取りを行い、業務完了となる。 配布の資料にはBCASの機能として「有料放送のように、特定の条件を満たす人(例:有料放送の契約者)が放送を受信できるようにするシステム。」とある。あるべき姿は「契約者の指定した受信者(受信器)に向けてDCを発信し、確実受信ができるシステム」である。通常、受信器は登録番号で識別し、CASの様に分離できるものではなく、受信器と一体であることが必要であり、登録番号の責任は受信器製作者にある。 「NHK-BSの受信確認メッセージや、有料放送の契約に関するメッセージも、その機能の一部を使って運用されている。」とある。BSの契約者はお金を出して契約しBS放送を見る。BS放送視聴により、不視聴者に対し情報的優位に立てるからです。このお金は非契約者が不視聴、契約者のみが視聴のために使われたと解釈すべきです。NHKは非契約者を放送不視聴にする義務があります。この行為は契約者に対する背信行為です。 「無料放送のコンテンツ権利保護」の所を纏めると「著作権保護のためにコピー回数を制限する」と理解されます。著作権者(製作者)が契約者の色々な要求に応じコピー回数、編集権などのメニュー選択を提供し、それにより対価を決め契約する。これがあるべき姿です。著作権者及び契約者は自由に契約を結び、サービスを提供し受ける権利を持っています。この一律のコピー制限はその権利を侵害しています。 TRMPはテレビとは関係ないが、BCASなしのソフトウェア方式である。このことはBCASが不要であることの証明です。そもそもBCASカードが不必要なので改ざん対策など必要ありません。廃止すれば費用も掛かりません。 また、新CAS導入についての質問事項 規制改革推進会議 第34回投資等WG資料 H30.5.17ではCASの機能として、スクランブル解除機能が提示されている。この機能は受信器内蔵の機能であり、CASに組み込むべき機能ではない。パソコンのスクランブルはOSIに組み込まれ外部からのアクセスが禁止されている。スクランブル機能は本体と一体で、受信器製作者の責任である。 デジタルテレビ通信のイメージを掲載する。 1. テレビ放送はストリーム形式のDCファイル転送である。 2. このファイルは画像、音声の部分と制御の部分で構成される。制御の部分は受信器のID別にスクランブル解除の可否、許容コピー回数、実コピー回数、編集の可否の情報が記述される。 3. 製作者は契約者との契約に伴い、受信器のID、スクランブル解除の可否、許容コピー回数などを合意する 4. 発信者は製作者からDCと制御部分に必要な情報を受け取る。 5. それを発信可能なファイルに構成し、発信する。 6. 受信器は自分のIDに向けられた信号を受信する 7. 受信器は制御指示によりスクランブル、コピー、編集、機能を適切に働かせ表示その他の出力を行う。 CASはどこにも出てこず不必要である。CASの無いパソコン、スマホで実現できているので明白です。CASがなければ費用負担もない。 国民が求めるものは便利でシンプルで合理的なシステムです。テレビが不合理なシステムを改善できないのであれば国民からはじきだされ衰退します。今多くの国民はNHKが多くを出資し、不透明な運営を行うBCAS会社とBCASシステムに疑いを持っています。テレビ業界から独立したチームによる徹底査察を行い、冷静で合理的な議論と国民の負託にかなう答申を出されることを期待します。	
57	個人	-	-	CASなどという大時代的なシステムは排除すべきものであって全く不要。その根拠としてPC(パーソナルコンピュータ)にはCASはない。スマホにもCASはない。もちろんTV機能付きのPCであればCASが付属していた時代もあったが現在は不要である。CASどころかTVそのものが不要な時代である。一方通行の放送時代は終了し、今や双方向の通信時代に突入している。電波は独占するものではなく、共有するものである。この共有をいかに公平なものにするかに注力すべきであって、視聴制限などというかがわしいシステムは排除すべきである。	
58	個人	-	-	CASカード所有者が民間企業との事、TV所有者は同カードを借りているのか。 民間業者が放送行政に介在して、影響力を持っているのはおかしいので即刻廃止してほしい。	
59	個人	-	-	放送はレガシーなシステムであるため、過去との互換性を十分に考慮したCASにするなどの考慮を重視してほしいと思います。 セキュリティの問題については、セキュリティを必要以上に高度化するより、CASに対しての不正を行った場合は法的に刑罰等を与え、不正を行わせないための法整備を作っていくなどの努力が必要だと考えます。 また、CASを実現するためのICは開発費が数億から数十億と莫大ですが1個あたりの製造単価は数十円程度と安価に製造できるはずであり、ソフトウェアで実現する場合はほぼ無料同然の原価かと思えます。これらを管理するための費用はもちろん別途必要かもしれませんが、国民から無駄な費用を払わされているのではと疑われないように、定期的な出来るだけオープンな監査が必要かと思われまます。	
60	個人	-	-	casカードの種類に限らず選択の自由にしてほしい。	
61	個人	-	-	機器に使われている電子部品毎の誤差があります。 この誤差を利用した電子指紋のように扱い機器毎に異なるため一つの完全とまでは行きませんが偽造防止になります。 ■■■■において既にこの技術が開発され応用次第では様々な可能性を持ちます。 個別認証方式も取り入れれば、著作権保護を確実に行えます。	

③ その他(誤記訂正等)(1件)

62	個人	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・1ページの枠内の記載が閣議決定の全文ではなく抜粋の引用であるならば、その旨を記載したほうがよいと思います。 ・2ページの2. 1の20行目「あたり」は「当たりの」のほうがよいと思います。1ページの枠内の4行目と同様に。 ・2ページの最下行から上に4行目「TRMP」は「TRMP方式」のほうがよいと思います。後段の記載と整合するので。 ・3ページの図2-1の「現在」とは、いつの時点を指しているのですか？ ・4ページの6行目「一般の方」：脱法行為をする者の呼称としては、不適切であると思います。 ・4ページの15行目「コンテンツ権利保護専用方式(TRMP方式)」は「TRMP方式」のほうがよいと思います。前段の2ページで略称が定義されているから。 ・5ページの表2-1の概要欄の全角の「4K・8K」は、半角で記載したほうがよいと思います。 ・7ページの図3-1の「JEITA」とは、何ですか？ ・7ページの最下行から上に3行目の「平成30年」は「平成30年(2018年)」のほうがよいと思います。4ページと同様に。 ・11ページの枠内の最下行から上に4行目の全角の「ACAS」は、半角で記載したほうがよいと思います。 ・13ページの図3-4のクレジットの「テレビメーカー」と図中の「テレビメーカー」とは、字句を統一したほうがよいと思います。 ・15ページの枠内の最下行から上に2行目の「民放連」とは、何ですか？ ・17ページの名簿は「五十音順」となっていません。「なかむら」の次が「うちやま」では。 	ご指摘を踏まえ、一部を修正します。
----	----	---	---	---	-------------------

※提出意見のなかで特定の名称等を記載した箇所については「■■■■」と表記